

大野城市高齢者施設等特別支援金給付事業に関するQ & A

Q 1 この事業の目的は何ですか。

A 1 緊急事態宣言下においても、引き続き要介護高齢者等の生活の継続の支援を行っている、市内の高齢者施設等を運営する事業者には特別支援金を給付することで、従事者の皆様が安心して従事できるような取組等に活用いただくことです。

Q 2 特別支援金を1施設等当たり10万円給付するというのですが、なぜこのような方法での支援になったのですか。

A 2 事業者の皆様に対して、行政としてどのような支援ができるか、感染防止に役立つ物品での支援など、様々な案を検討いたしました。その結果、早期に実施ができ、かつ、各施設等の実情に合った柔軟な対応ができるため、現金（特別支援金）を各施設等に給付するという形にさせていただきました。

Q 3 特別支援金の使途（活用方法）について教えてください。

A 3 「特別支援金の全額を、高齢者施設等における感染予防対策及びこれに関係する取組に直ちに活用すること」を給付の要件としています。したがって、具体的な活用方法としては、従事者への手当金、感染防止対策に役立つ物品の調達、早朝・深夜時のタクシー代、ご家族に小さいお子さんや高齢者の方がいる従事者の方のための宿泊施設の宿泊費等が想定されます。

なお、活用方法については、高齢者施設等の中での納得感が高まるよう、従事者の皆様の意見を可能な限り反映していただければと思います。

特別支援金の目的に合致するかどうかについては、事業者の方から市にご相談いただくこともできます。

Q 4 特別支援金を本来の目的以外に使用することはできますか。

A 4 できません。全額を目的のために使ってください。

申請の時点で従事者のために使用するとしていたにもかかわらず、後日から目的外に使用したことが判明した場合は、給付した特別支援金を全額返還していただきます。

なお、特別支援金の目的に合致するかどうかについては、事業者の方から市にご相談いただくこともできます。

Q 5 特別支援金による取組の内容を全従事者に公表することが、給付の要件となっており、公表の方法について、書面によらなければならないなどのルールはありますか。

A 5 特にルールはありません。高齢者施設等により、従事者数や勤務形態も異なると思いますので、全ての従事者に伝わる方法をとっていただければと思います。

ただし、口頭のみで公表した場合、後々トラブルになる可能性もありますので、定例のミーティングの資料に入れる、従事者向けの掲示板に掲示するなど、形に残る方法が望ましいと考えます。

なお、適切に公表されていないことが判明した場合は、公表するように市から再度依頼をしますが、それでも公表いただけない場合は、給付した特別支援金を全額返還していただきます。

Q 6 「従事者」とは、利用者に直接介護等のサービスを提供する者に限られますか。

A 6 各高齢者施設等の実情に応じて、その他の従事者（事務員等）を加えていただいても構いません。

Q 7 対象となる高齢者施設等はどこまでですか。

A 7 申請日時時点で大野城市内に所在し、令和2年2月～4月においてサービス提供実績がある高齢者のための施設等です。また、自主休業を行っている高齢者施設等も対象とします。ただし、県又は市に事業の休止の届出をしているものは除きます。

具体的なサービス種別等は以下のとおりです。

区分	具体的なサービス種別（※1）
指定居宅サービス事業所 指定介護予防サービス事業所	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売
指定地域密着型サービス事業所 指定地域密着型介護予防サービス事業所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護、
指定居宅介護支援事業所 指定介護予防支援事業所	居宅介護支援、介護予防支援（地域包括支援センター）
介護保険施設	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
指定介護予防・生活支援サービス事業所（総合事業の指定事業所）等	第一号訪問事業（※2）、第一号通所事業（※2）、第一号介護予防支援事業
その他の高齢者向けの入所施設	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム（未届を含みます。）、サービス付き高齢者向け住宅

※1 要介護者向けのサービスで介護予防サービスがあるものは、介護予防サービスを含みます。

※2 旧介護予防サービス相当事業に加え、緩和型サービスを含みます。

Q 8 医療機関で介護保険サービス事業所（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導等）の医療みなし指定を受けています。対象になりますか。

A 8 申請日時点で大野城市内に所在し、休止になっておらず、令和2年2月～4月において要介護高齢者等に対してのサービス提供実績があれば対象になります。

Q 9 「1施設等当たり10万円」となっていますが、「1施設等」はどのように数えますか。

A 9 原則として、指定等を受けている事業等の単位で「1施設等」として数えます。

ただし、同一の建物で複数の事業を実施している場合で、人員及び設備等の観点から当該複数の事業が一体的に実施されていると認められる場合は、「1施設等」として数えません。

具体例を挙げると、以下のとおりとなります。

①複数の事業が一体的に実施されていると認められる例

(=1の施設等として数えます。)

- ・同様のサービスを要介護者と要支援者に提供している場合
- ・訪問介護と第一号訪問事業（総合事業）
- ・（地域密着型）通所介護と第一号通所事業（総合事業）
- ・居宅介護支援と介護予防支援と第一号介護予防支援事業
- ・福祉用具貸与と特定福祉用具販売
- ・（地域密着型）介護老人福祉施設と空床型ショートステイ
- ・特定施設入居者生活介護と各種入所施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム）
- ・サービス付き高齢者向け住宅が有料老人ホームの届出をしている場合

②複数の事業が一体的に実施されていると認められない例

(=複数の施設等として数えます。)

- ・建物が別で、別に指定を受けている場合
- ・訪問介護と訪問看護
- ・訪問介護（看護）と訪問系の地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）
- ・訪問リハビリテーションと通所リハビリテーション
- ・小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護
- ・（地域密着型）介護老人福祉施設と短期入所生活介護（併設型）
- ・介護老人保健施設と短期入所療養介護

Q10 特別支援金はいつ給付されますか。

A10 振込口座の確認等のため、まずは、「(様式第1号)大野城市高齢者施設等特別支援金給付申請書」を提出していただく必要があります。

その上で、申請内容に問題がなければ、申請書の受理後、1～2週間で指定された口座に特別支援金を振り込みます(可能な限り早期の給付に努めます。)

Q11 申請書はいつまでに提出する必要がありますか。

A11 各高齢者施設等において、従事者のための取組が早期に実施できるよう、目安の提出期限を令和2年5月29日(金)としています。早期の申請にご協力をお願いします。

なお、申請が上記の期限の後になったとしても、随時受付できますが、この事業は令和2年度予算に基づいて実施するものですので、令和3年4月以降の受理はできません。

Q12 申請の結果、特別支援金の給付が受けられるようになった場合、書面でのお知らせ(例えば「給付決定通知書」)は届きますか。

A12 給付決定通知書は発行しません。特別支援金の支払い(口座振込)をもって、決定に代えさせていただきます。

なお、申請書の受理を確認するための書類が必要な事業者は、申請書の写しに収受印を押印したもので代えますので、写しを添付してください。また、収受印を押印した申請書の写しの返送(郵送)を希望する事業者は、必要額の切手を貼り付けた返信用封筒を添付してください。

Q13 特別支援金の給付を受けて、各高齢者施設等で実施した取組について、その完了後に、市への報告(例えば「実績報告」)の提出)が必要ですか。

A13 必要ありません。

なお、後日市から実態把握のため、お問い合わせをする可能性もあります。その際にご協力をお願いします。

Q14 国・県・市などから他制度による支援を受けている場合でも、この特別支援金の給付を受けることができますか。

A14 他の支援制度の活用状況にかかわらず、給付を受けることができます。

Q15 特別支援金の給付は、1回限りですか。

A15 現時点では、2回目以降の給付の予定はありません。